

(対象となる企業、事業所の要件)

社会保険、雇用保険、労働保険に加入しており、以下のいずれかに該当する企業、事業所が対象となります。

- (1) 鳥取県職業能力開発協会の会社・事業所会員で、1級・単一等級以上の技能士を常勤雇用するもの
- (2) 鳥取県技能士会連合会の会員が所属する企業・事業所で、1級・単一等級以上の技能士を常勤雇用するもの
- (3) 厚生労働省所管の「若年技能者人材育成支援等事業」の「ものづくりマイスター」登録者が所属する企業・事業所
- (4) 技能検定功労事業所として表彰実績のある企業・事業所で、1級・単一等級以上の技能士を常勤雇用するもの、又は技能検定功労者として表彰実績のある検定委員が所属する企業・事業所
- (5) 鳥取県高度熟練技能者（とっとりマイスター）として表彰実績のある者、又は優れた技能者として表彰実績のある者が所属する企業・事業所
- (6) その他役員が合議のうえ加入を認めた企業・事業所